

沖縄県内水面漁場管理委員会指示13第1号

沖縄県内水面におけるリュウキュウアユの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成14年2月1日

沖縄県内水面漁場管理委員会
会長 嘉 数 清

沖縄県内水面漁場管理委員会指示8第1号（平成8年7月23日）の全部を改正する。

（採捕の制限）

- 1 沖縄県の内水面及び河口付近（河口中央より半径3キロメートル以内の海域をいう。）においては、リュウキュウアユを採捕してはならない。ただし、2に掲げる者であって、沖縄県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りでない。

（承認の対象者）

- 2 承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 試験及び研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖又は養殖のための種苗生産に供しようとする者
 - (3) 委員会が特に認めた者

（承認証の携帯）

- 3 承認を受けた者は、リュウキュウアユを採捕しようとする場合は、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。

（報告書の提出）

- 4 承認を受けた者は、承認期間が満了した月の翌月末日までに、承認期間中の採捕実績について委員会に報告書を提出しなければならない。

（所持及び販売の禁止）

- 5 何人も承認を受けないで採捕されたリュウキュウアユ（これよりふ化した稚仔魚及び加工品を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

（取扱要領）

- 6 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いは、別に定めるリュウキュウアユ採捕承認取扱要領による。

（指示の有効期間）

- 7 この指示の有効期間は、平成14年2月1日から平成17年1月31日までとする。